

## **[事案 25-90] 手術給付金支払等請求**

・平成 26 年 5 月 27 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

約款に定める「悪性新生物根治手術」に該当することを理由に、その倍率での手術給付金の支払い等を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 1 月、早期直腸癌と診断されて内視鏡的大腸ポリープ切除術を受けたので、平成 23 年 8 月に更新した疾病入院特約、成人病入院特約、およびガン入院特約にもとづき手術給付金を請求したところ、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（略）」（給付倍率 10 倍）に該当するとして、それぞれ入院給付日額の 10 倍の手術給付金が支払われた。

しかしながら、以下の理由により、納得できないので、以下の対応をしてほしい。

- (1) 更新後の特約約款では文言が変わっているものの、平成 8 年の契約時に保険会社の担当者は、「更新後の特約の保障内容は更新前と同じである」と虚偽の説明をしたことから、本手術は更新前の約款に定める「悪性新生物根治手術」（給付倍率 40 倍）に該当するので、40 倍の給付金（支払われた 10 倍相当額との差額）および遅延利息の支払い（主張①）。
- (2) ファイバースコープ等を使用した悪性新生物手術に対し、更新前の約款による給付金の支払いが、更新後の約款と同じ（ファイバースコープ手術は除外される）であれば、本契約に疾病入院特約、成人病入院特約およびガン入院特約を付加することはしていないので、この 3 特約分の既払込保険料の返還（主張②）。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 更新前後の特約条項における、「悪性新生物根治手術」に関する規定の趣旨はいずれも同じであり、約款所定の「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍組織の完全な除去を目的として行う手術で、原発腫瘍を含めてその周辺組織を広範に切除し、あわせて領域リンパ節を郭清する手術をいう。  
更新時の特約条項には、同趣旨を明確にするため、「悪性新生物根治手術」に「（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く）」との文言を加え、支払事由を明確化している。
- (2) 本特約は手術日以前に更新されており、約款の規定により、更新後には更新時の特約条項が適用される場所、更新時の特約条項は 上記(1)のとおりであり、本手術は約款の「悪性新生物根治手術」に該当しない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

## 1. 主張①について

(1) 保険契約は附合契約であり、約款にしたがって契約内容が定められるところ、本契約の約款によると、「特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます」と規定されていることから、本件は更新後の特約にもとづき検討することになる。

(2) 更新後の特約の「悪性新生物根治手術」および「その他悪性新生物手術」には、「(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)」との除外規定が明記されていることから、本手術が「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(略)」に該当することは明らかであり、保険会社の支払いは正当といえる。

仮に、更新時に担当者の虚偽の説明があったとしても、そのことによって、更新前の約款が適用されるわけではない。

## 2. 「悪性新生物根治手術」の該当性について

(1) 更新前約款では、「悪性新生物根治手術」の判断基準について規定していないが、「悪性新生物根治手術」の意味については、一般的な医学的見解にもとづき解釈することになる。

一般的な医学文献によると、悪性腫瘍に対する根治手術について、「根治手術は原発腫瘍を含めてその周囲組織を広範に切除し、併せて領域リンパ節を郭清する術式で、各臓器癌別に定型的な術式が確立されている」と説明されており、この内容を基準として判断するのが合理的といえる。

(2) 本手術は、内視鏡治療法のうちEMR(内視鏡的粘膜切除術、粘膜下層に生理食塩水などを局注して病巣を挙上させ、高周波電流によって焼灼切除する方法)により実施されており、ポリープの部分のみを切除した手術であって、ポリープ周囲の組織を広範に切除し、領域リンパ節を郭清したものとは認められない。

(3) したがって、更新の前後を問わず、本手術は、「悪性新生物根治手術」には該当しない。

## 3. 主張②について

(1) この主張の法的整理は詐欺による取消しを主張するものと判断する。

(2) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術に対する、更新前の約款における「手術の種類」の適用についての保険会社の見解は、除外規定の明記されていない約款も、明記されている約款と同様に「悪性新生物根治手術」の適用にならないとしているので、契約当時の保険会社担当者がこれと異なる説明をしたことについて、申立人から明らかな証拠の提出がなされ、詐欺の事実が証明されない限り、申立人の主張を認めることはできない。

## 4. 和解について

当審査会の判断は、以上のとおり申立内容は認められないが、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。